

西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会
新市建設計画策定小委員会

第1回会議資料

日 時：平成14年10月11日（金）14時00分から

場 所：西条市役所 5階大会議室



第 1 回 新市建設計画策定小委員会
会 議 次 第

日時：平成14年10月11日(金) 14:00～
場所：西条市役所 5階大会議室

- 1 開会
- 2 自己紹介
- 3 事務局紹介
- 4 議事
 - (1) 報告事項
新市建設計画策定小委員会の役割について
 - (2) 審議事項
委員長及び副委員長の選出について
平成14年度事業計画(案)について
住民意向調査の実施方法について
コンサルタントの選定について
小委員会の開催場所及び開催日程について
その他
- 5 次回会議の開催日程について
- 6 閉会

新市建設計画策定小委員会の役割について

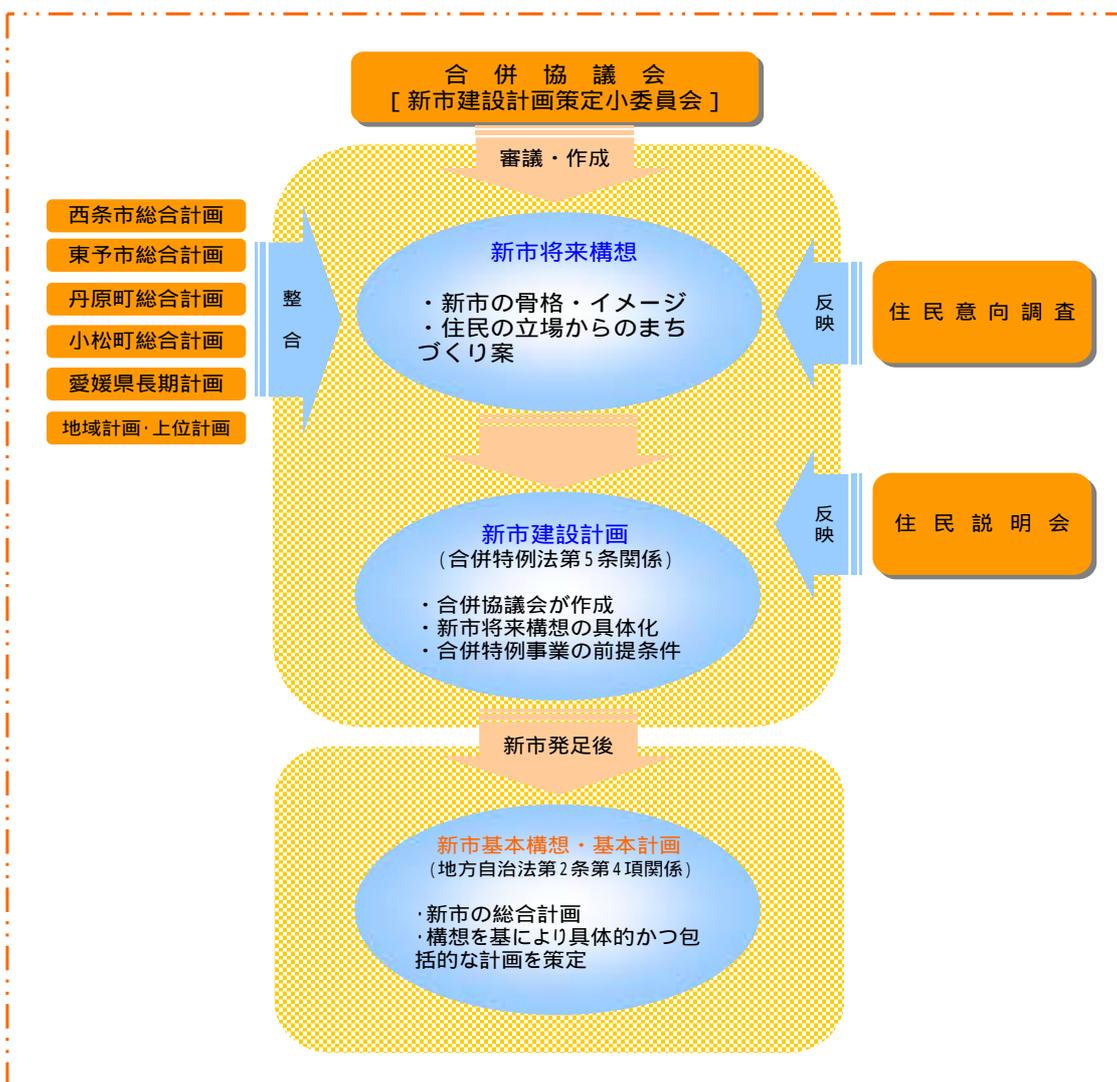
1 新市建設計画策定小委員会とは

合併協議会規約第11条第1項の規定により「新市建設計画策定小委員会」を設置し、同小委員会規程第2条の規定により、合併協議会から付託される新市建設計画の作成に関する事項について、調査または審議を行う組織です。

具体的には、2市2町が合併した場合のまちづくりに対する住民意向（住民アンケート）を踏まえ、新市のまちづくりの理念や方向性、合併の効果などについて検討を行います（新市将来構想の策定）。

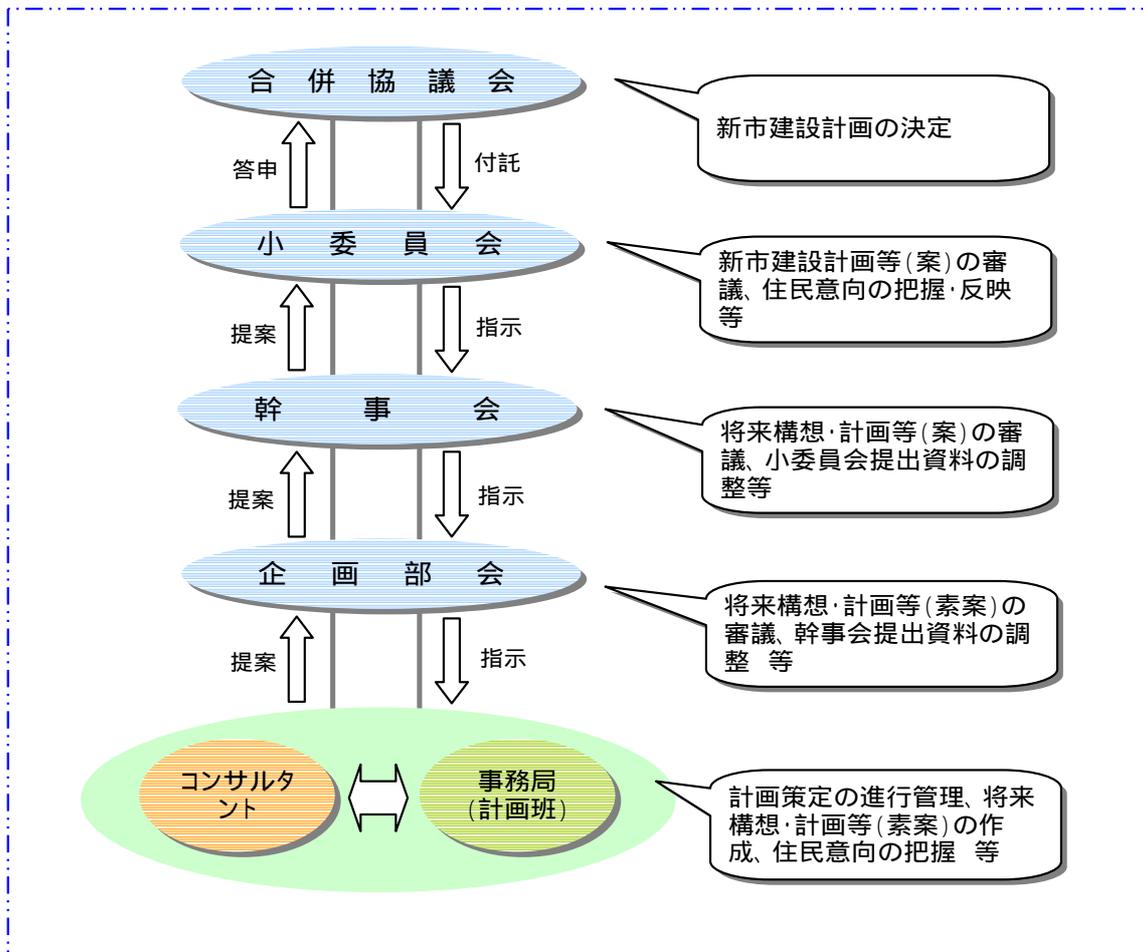
さらに、先に策定した新市将来構想を具現化するためのプロジェクトをはじめ、公共施設の統合整備、財政計画などについて、より具体的な検討を行います（新市建設計画の作成）。

新市建設計画策定の概念



2 小委員会と合併協議会との関わり

小委員会における検討結果及び審議状況等については、随時、委員長が合併協議会へ報告を行います。また、小委員会が作成した新市建設計画（案）は協議会へ答申され、決定されます。



西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会新市建設計画策定小委員会規程

(趣旨)

第1条 この規程は、西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会規約（以下「規約」という。）第12条第2項の規定に基づき、西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会新市建設計画策定小委員会（以下「小委員会」という。）の組織、運営その他必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 小委員会は、西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会（以下「協議会」という。）から付託される新市建設計画の策定に関する事項について、調査又は審議を行うものとする。

(委員)

第3条 小委員会の委員は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 規約第7条第1項第1号に規定する委員のうち4市町の助役
- (2) 規約第7条第1項第3号に規定する委員
- (3) 規約第7条第1項第4号に規定する委員のうち協議会の会長が指名する4市町それぞれ1名の委員

(委員長及び副委員長)

第4条 小委員会に、委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選により選出する。
- 3 委員長は、小委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその職務を代理する。

(会議)

第5条 小委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が必要に応じて招集するものとする。

- 2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。
- 3 会議の議長は、委員長が務める。
- 4 委員長は、必要に応じて会議に関係者の出席を要請することができる。
- 5 会議は、原則として公開とする。ただし、出席委員の半数以上の賛成により非公開とすることができる。
- 6 会議の傍聴については、「西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会会議の傍聴に関する要綱」の規定を準用する。この場合において、「会長」は「委員長」と読み替えるものとする。

(報告)

第6条 委員長は、小委員会における審議の経過及び結果について、随時協議会に報告するものとする。

(庶務)

第7条 小委員会の庶務は、規約第14条第1項に規定する協議会の事務局において処理する。

(費用弁償)

第8条 第5条第4項の要請に応じ会議に出席した者に、費用弁償として3,500円を支給する。ただし、地方公共団体の特別職、一般職及び市町議会議員については、これを支給しない。

(雑則)

第9条 この規程に定めるもののほか、小委員会に必要な事項は別に定める。

附 則

この規程は、平成14年10月7日から施行する。

審議事項

委員長及び副委員長の選出について

新市建設計画策定小委員会の委員長及び副委員長は、西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会新市建設計画策定小委員会規程第4条第2項に基づき、委員の互選により定める。

委員長

副委員長

[参考] 西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会新市建設計画策定小委員会規程（抜粋）

（委員長及び副委員長）

第4条 小委員会に、委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選により選出する。

3 委員長は、小委員会を代表し、会務を総理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその職務を代理する。

審議事項

平成14年度事業計画（案）について

1 基礎調査

- (1) 2市2町等既存計画（長期総合計画等）の分析
- (2) 2市2町の現状と課題の整理・分析
- (3) タウンウォッチングの実施
- (4) 住民意向調査の実施及び分析
- (5) その他

2 新市将来構想の検討

- (1) 行財政シミュレーションを活用した合併効果の検証
- (2) 新市のまちづくりの基本理念・将来像等の提案・検討
- (3) 新市のリーディングプロジェクト（主要事業）の調査・提案

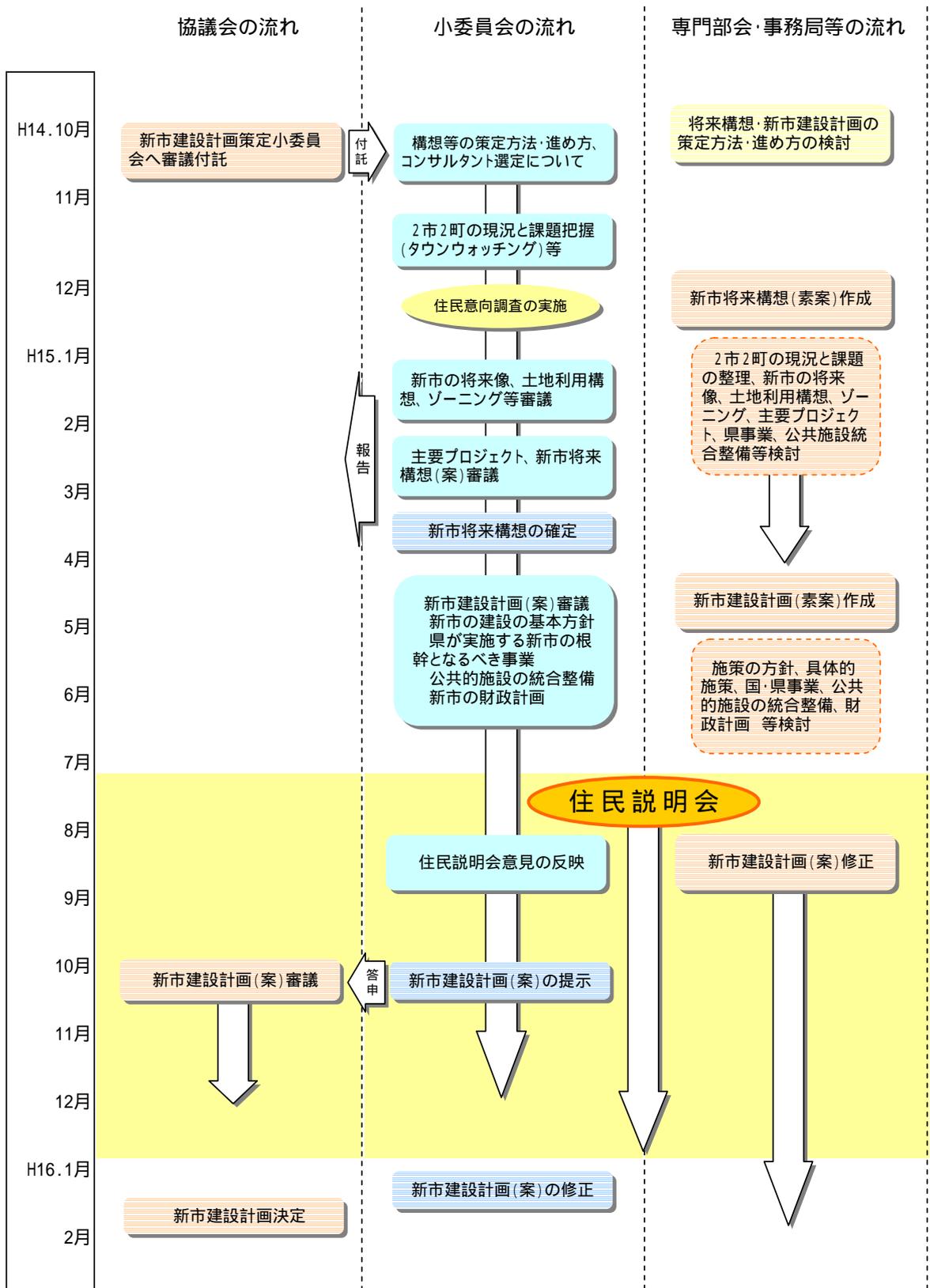
3 新市将来構想の確定

- (1) 合併協議会への答申
- (2) 住民への周知・啓発及び意見募集

4 その他

新市建設計画作成に関する検討

新市建設計画等作成スケジュール（案）



審議事項

住民意向調査の実施方法について

1 調査の目的

合併後のイメージや住民ニーズ等の把握
合併に関する住民に対する動機づけ

2 調査票配布時期

平成14年12月上旬

3 調査対象者

(1) 調査の区域：西条市、東予市、丹原町、小松町の全域

(2) 調査の対象：平成14年10月末現在で調査区域内に居住する全世帯

(3) 標本数：44,771票(参考数値：平成14年8月末現在)

[内訳] 西条市域 23,296票

東予市域 12,790票

丹原町域 4,936票

小松町域 3,749票

4 調査票の送付・回収

郵送によります。

5 調査項目

調査票の項目及び様式、内容等については、コンサルタントと再検討した後、第3回小委員会において審議いただき、第2回合併協議会(11月22日開催予定)へ報告する予定です。

審議事項

コンサルタントの選定について

1 コンサルタントの必要性

コンサルタントの役割は、単なる新市建設計画の素案作りのみに関わるのではなく、市町村合併という特殊性を踏まえ、各市町が持つ既存計画を総合的かつ客観的な見地から、分析・集約した上で、総合的に合併事務を支援することにあります。

新市建設計画を作成する過程においては、それぞれの市町が持つ新市建設計画への登載希望事業の調整や、その他事務事業の一元化結果との整合など、多くの不確定要素が含まれており、限られた期間の中でできるだけ効率的な作業を進めていく必要があります。

新市建設計画等は、あくまでも合併協議会が主体となり作成しなければなりません。合併事務に多くのノウハウを持つコンサルタントをサポート的に活用することで、より高度で住民に分かりやすいまちづくりのビジョンを示すことができると考えます。

2 コンサルタントの選定方法

新市建設計画の作成委託業務については、あらかじめその内容や結果が目に見える形となっていないため、金額の多寡のみで選定する「競争入札」には本来なじまないものです。

したがって、業者の持つ創造性や高度な技術力に加え、多くの経験等を適切に判断した上で、業者を特定する「プロポーザル（企画提案書）方式」が最も適切な選定方法です。

3 コンサルタント選定の流れ

プロポーザルは、第1次審査（幹事会による書類選考）及び第2次審査（新市建設計画策定小委員会によるヒアリング選考）の2段階により特定します。

（1）第1次審査結果

開催日時：平成14年9月26日（木）14：00～17：00

開催場所：小松町役場会議室

審査員：幹事会委員全員

審査結果：厳正な審査の結果、次の3社を第1次審査通過者としました。

ア．株式会社 エイトコンサルタント

イ．株式会社 日本総合研究所

ウ．パシフィックコンサルタンツ株式会社

その他：平成14年10月2日（水）第1次審査通過業者3社に対して業務内容に関する説明会を開催しました。

(2) 第 2 次 審 査

開催日時：平成 1 4 年 1 0 月 2 3 日 (水)

開催場所：

審 査 員：新市建設計画策定小委員会委員

評価基準

ア．提案の的確性

合併という特殊事情に配慮した適切な内容となっているか。また、2 市 2 町の地域実態をどの程度把握し、それに配慮した内容となっているか。

イ．提案の説得力・アピール度

提案書・プレゼンテーションを通じて企画・構成及び内容の説得力・アピール度はどうか。

ウ．提案の独創性

提案書等に業者の独自性・アイデアが見られるか。

エ．成果達成に対する期待度

提案書・プレゼンテーションを通じて成果に対する期待をどの程度持ったか。

オ．成果達成の実現性

提案書・プレゼンテーションを通じての実現性の程度はどうか。

カ．工程計画・動員計画の妥当性

選定された場合の具体的な業務執行体制、スケジュール工程は適切か。業務の実施手順は明確か。

キ．取組み意欲の程度

提案書・プレゼンテーションを通じて業者の取組み意欲を感じるか。業者に対する信頼性はどうか。

評価方法

事務局があらかじめ提示する資料等に基づき、各社にプレゼンテーションを実施させ、事前に提出する企画提案書の内容とあわせ、評価基準に基づき採点します。

そ の 他

プレゼンテーション及び審査は業者名を伏せて行います。一つの業者の説明時間は 2 0 分程度とし、1 0 分程度の質疑応答の後、採点を行います。

審議事項

小委員会の開催場所及び開催日程について

1 開催通知方法について

委員長名による文書（公印省略）で開催の通知を行います。

2 開催場所の選択について

（１）持ち回り開催

[メリット]

- ・ 委員及び傍聴者の公平・平等な出席・参加が促進
- ・ 2市2町の住民へ広くPR可能

[デメリット]

- ・ 開催に係る事務が煩雑
- ・ 委員及び傍聴者に対して開催場所を確実に通知する必要

（２）固定開催

[メリット]

- ・ 開催場所が固定されることで、開催事務が軽減
- ・ 開催場所が明確

[デメリット]

- ・ 委員及び傍聴者の出席・参加が1か所に偏ることで不公平
- ・ 非開催地域の住民にとっては利便性が低い

3 今後の開催日程（案）について

	開催日	開催場所
第2回	平成14年10月23日(水) 13:30~	
第3回	平成14年11月11日(月) 15:00~	
第4回	平成14年11月28日(木) 9:00~	タウンウォッチング
第5回	平成15年 1月14日(火) 13:30~	
第6回	平成15年 2月14日(金) 13:30~	
第7回	平成15年 3月14日(金) 17:30~	

6 次回会議の開催日程について

(1) 日 時 平成14年10月23日(水) 13時30分から

(2) 場 所

(3) 主な報告・審議予定事項

[審議]

プロポーザル(企画提案書)第2次審査

その他

新市建設計画策定小委員会名簿

区 分	役 職	職名又は選出市町	氏 名	備 考
1号委員		西条市助役	石 川 昭 司	
		東予市助役	近 藤 經 美	
		丹原町助役	北 野 英 昭	
		小松町助役	戸 田 健 一	
3号委員		西条市議会議員	井 上 豊 實	
		東予市議会議員	越 智 宏 司	
		丹原町議会議員	徳 永 英 光	
		小松町議会議員	佐 伯 出	
4号委員		西条市	久 門 渡	
		東予市	森 川 義 彦	
		丹原町	今 井 正 次	
		小松町	玉 井 泰 三	